

伊勢原市ペットボトル中間処理業務にかかる 企画提案協議実施要領

この要領は、伊勢原市ペットボトル中間処理業務の受注者を、公募型プロポーザル方式により選定するための必要な事項を定めるものとする。

1 概要

(1) 業務の目的

伊勢原市ごみ処理基本計画に基づき、伊勢原市（以下「本市」という。）内の家庭から排出されたペットボトルの中間処理を円滑かつ正確に履行し、生活環境の保全及び再生利用の促進を図ることを目的とする。

(2) 事業者の決定方法

「伊勢原市ペットボトル中間処理業務にかかる企画提案協議実施要領」及び「伊勢原市ペットボトル中間処理業務仕様書」に基づき、企画提案による提案者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務委託期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

(5) 事業場所

本業務を履行する場所は、受注者の使用権原を有する施設内とし、処理能力5トン/日以上の場合は、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設とする。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第3条第1項（平成9年神奈川県条例第35号）による設置の許可を受けている施設とする。

(6) 見積限度額

90円/kg（税抜）

(7) 契約方法

公募型プロポーザル方式による単価契約

(8) スケジュール（予定）

①公告	令和6年	4月	5日（金）	
②質問書の提出期限	令和6年	4月12日（金）	午後5時まで	
③質問書に対する本市からの回答	令和6年	4月19日（金）		
④参加申込締切	令和6年	4月26日（金）	午後5時まで	

⑤審査書類等の提出期限	令和6年 5月10日(金) 午後5時まで
⑥1次審査(書類審査)及び 1次審査の結果通知	令和6年 5月15日(水) まで
⑦2次審査(プレゼンテーション)	令和6年 5月20日(月) 予定 ※1次審査の結果通知にて別途詳細指定
⑧2次審査結果通知及び公表	令和6年 5月24日(金)
⑨仕様書及び契約書協議	令和6年 6月中
⑩委託開始に向けて事前調整及び準備	令和7年 3月31日(月) まで

(9) 事務局

伊勢原市経済環境部清掃リサイクル課資源循環係

※窓口開庁時間は平日午前8時30分から午後5時まで

住所：〒259-1138 伊勢原市神戸 378 番地 (環境美化センター)

電話：0463-94-7502

電子メール：bika-c@isehara-city.jp

2 参加資格等に関する事項

本業務のプロポーザルに参加できる者は、公示日において次に掲げる事項を満たすものとする。また、公示日から受注候補者特定の日までに、参加資格を欠くような事態が生じた場合には失格とする。なお、複数の事業者による共同提案も認めないものとする。

- (1) 本市から本市競争入札参加資格停止等措置要領により競争入札の参加に関して指名停止を受けていない者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていない者。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがされていない者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続をしていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (6) 受注候補者となった場合、自らその業務を実施する者であること。
- (7) 本市の令和6年度資格者名簿(一般委託)で、営業種目が「廃棄物処理の請負」に登録のある者。
- (8) 収集運搬業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に定める市町村長の許可を有し一般廃棄物収集運搬業務を行っている者、または、市町村から収集運搬業務を受注している者であって、いずれかの業務経験が過去5年以内において2年以上ある者。
- (9) 中間処理業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に定める市町村長からの許可を有し一般廃棄物の処分業を行っている者、または、市町村から処分業を受注している者。もしくは、同法20条の2第1項に定める廃棄物再生事業者登録を受け中間処理業務を行っている者。

- (10) 中間処理施設が建築基準法に基づく建築確認が必要な場合は、建築確認を受けていること。
- (11) 中間処理施設が処理能力5トン/日以上の場合は、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けていること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (13) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。
- (14) 暴力団の構成員を役員に含めないこと。

3 プロポーザルに関する質問・回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は次のとおり行うこととする。

(1) 質問書の提出期限

令和6年 4月12日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

本実施要領及び仕様書等に記載された内容について質問がある場合は、質問書に質問内容を具体的かつ簡潔に記載し、電子メールにて担当課へ提出すること。また、質問を送信した場合は、必ず電話で担当者に受信確認をすること。

なお、電子メール以外での問い合わせには応じない。質問が無い場合には、質問書の提出は不要とする。

(3) 提出書類

質問書（様式第3号）

(4) 質問書への回答予定日

令和6年 4月19日（金）

(5) 回答方法

市ホームページにて回答することとし、個別での対応は行わない。また、質問への回答は本要領等と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

4 参加申込書類

参加希望者は参加申込書を電子メールで提出し、参加申し込みを行うものとする。

(1) 提出期限

令和6年 4月26日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにて担当課へ提出すること。また、参加申込書を送信した場合は、必ず電話で担当者に受信確認をすること。

(3) 提出書類

参加申込書 (様式第1号)

5 審査書類等の提出方法

(1) 提出期限

令和6年 5月10日(金) 午後5時まで

(2) 提出方法

原則、事前連絡した後、担当窓口への持参すること。受付時間は平日開庁日の午前8時30分から午後5時。何らかの事情で来庁が難しい場合は、必ず事前に担当へ連絡すること。来訪時の口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	会社概要調書	様式第2号	1部	—
2	法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	—	1部	—
3	納税証明書 (その3の3、法人税と消費税及び地方消費税)	—	1部	—
4	過去5年間の自治体業務実績 (契約や協定等あれば写しを添付)	任意様式	1部	6部
5	企画提案書	様式第4号	1部	6部
6	業務実施体制について	様式第5号	1部	6部
7	中間処理施設の平面図及び立面図	任意様式	1部	—
8	中間処理業務使用設備並びに 中間処理施設の写真及び見取図	任意様式	1部	—
9	一時保管場所の平面図及び写真	任意様式	1部	—
10	見積書(税抜)	任意様式	1部	—
11	見積内訳書(税抜)	任意様式	1部	—
12	その他提案書類	任意様式	1部	6部

※提出書類 No. 4～6 及び 12 については、会社名を記載しないこと。

6 審査書類等に関する提出書類のポイント

審査書類等に関する提出書類のうち、「No. 5 企画提案書」及び「No. 6 業務実施体制について」は以下のポイントを参考とすること。

(1) No. 5 企画提案書

①業務実施計画について

- ・本業務に対する基本的な考え方
- ・受注決定～契約開始までのスケジュール
- ・業務終了後に次期受注業者に対し、業務引継を行う場合の対応について

②中間処理や関連業務等の業務実績や自治体の業務実績について

③容器包装プラスチック等の中間処理業務を最優先するため、資源リサイクルセンター 運転管理の業務に支障を出さない工夫について

- ・搬出及び搬入時の作業時間について
- ・容器包装プラスチック等のストックヤードやべール品を置くスペースの確保に関する工夫について
- ・施設管理者所有物を使用する場合の配慮
- ・その他、支障を出さないための工夫

④業務遂行のための取組について

- ・市民サービス向上のための取組について
- ・人材育成への取組について
- ・業務従事者に対する研修及び教育方法について

⑤社会的責任への取組について

- ・法令遵守に対する考え方について
- ・業務トラブルの予防策と発生における対応方法
- ・災害発生時等の緊急時の対応について
- ・環境教育や環境配慮に対する取組について

⑥その他独自の提案について

- ・業務の効率化や更なる市民サービス向上につながる提案など
ただし、見積金額内の提案とすること

(2) No. 6 業務実施体制について

①人員体制及び組織体制について

- ・統括責任者及び業務従事者の選定について
- ・統括責任者及び業務従事者の資格取得状況について
- ・通常期及び繁忙期の予定人員体制の工夫について
- ・統括責任者や業務従事者が不在又は不足した場合の対応について
- ・本市との連絡調整について
- ・安全衛生管理体制について

②指定保管施設から受注者中間処理施設までの運搬方法について

- ・運搬車両の台数や運搬回数 of 予定など
- ・指定保管施設でのペットボトルの積み込み方法や積み込み時間について
- ・受注者中間処理施設までの運搬経路や時間、経費等について
- ・車両からペットボトルが落下、飛散しない工夫について

- ③中間処理（破袋、選別、圧縮・梱包）及びベールの一時保管について
 - ・公益社団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）が規定する基準に合わない不適合物を取り除く工夫について
 - ・指定法人が実施するベール品質調査において、Aランク判定を達成するための工夫等について
 - ・機械の故障や保守点検等により一時的に中間処理施設が使用できなくなった際の対応について
 - ・機械の故障が起こった際の連絡体制及び対応方法について
 - ・一時保管場所の大きさや保管方法について
- ④受注者の中間処理施設から指定保管施設へのベール品の運搬及び分別基準不適合物の保管、運搬について
 - ・運搬車両の台数や運搬回数の予定など
 - ・指定保管施設への運搬経路や時間、経費等について
 - ・分別基準不適合物の保管方法について
- ⑤契約以外の分別基準適合物及び分別基準不適合物の混入について
 - ・受注者の中間処理施設内において、本契約以外の一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を実施している場合、本契約以外の廃棄物が混入しないよう区分け管理を徹底する等の防止策について
- ⑥施設周辺の生活環境を損なわないような環境保全対策等について
- ⑦天災、事故、故障等の影響により履行できなくなった場合の対策について
- ⑧その他工夫するポイントについて

7 参加辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、任意の様式により参加辞退を申し出ること。なお、提出された書類等は返却しない。

(1) 提出方法

電子メールにて担当課へ提出すること。また、参加辞退届を送信した場合は、必ず電話で担当者に受信確認をすること。

(2) 提出書類

参加辞退届（任意様式）

8 1次審査（書類審査）

(1) 審査方法

提出された書類について「伊勢原市ペットボトル中間処理業務にかかる企画提案協議審査基準」により選考委員が審査し、高い点数を得た提案者を選考する。ただし、提案者が3者以下の場合は1次審査を省略し、2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施する。

(2) 審査結果の通知及び2次審査の詳細送付

①通知日

令和6年5月10日（金）～15日（水）

②審査結果の通知方法

全参加申込書提出者に電子メールで通知する。なお、審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。提案者が3者以下の場合は、3者以下で1次審査が省略されたことを通知する。

③2次審査の詳細送付

1次審査通過者には、審査結果通知とともに2次審査の日時及び場所等の詳細について通知する。

9 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 審査方法

1次審査で選定した上位3者からプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、書類審査事項を再評価する。提案者が3者以下の場合は、プレゼンテーション等を受け、「伊勢原市ペットボトル中間処理業務にかかる企画提案協議審査基準」により選考委員が審査もって評価する。点数が最も高い提案者を優先交渉権者に、次順位の提案者を次点交渉権者として選定する。

(2) 実施方法

①集合日時及び場所等

1次審査通過者に、審査結果通知とともに2次審査の日時及び場所等の詳細について通知で指定する。

②時間配分

1者あたり準備5分、プレゼンテーション30分、質疑応答15分を目安として概ね50分以内に終了すること。

③プレゼンテーションについて

提出された提案書に沿って行うこととし、追加提案や追加資料の提出は認めない。ただし、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使用する説明については、その内容が提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合は認める。

なお、プロジェクター1台（HDMI接続）、スクリーン1台を使用できる、その他、端末等の必要な機材については提案者で用意すること。

④その他

プレゼンテーション等は非公開とし、他の参加者の傍聴も認めない。

提案者が集合時間までに来なかった場合は、参加を辞退したものとする。なお、交通事情などやむを得ない事情により遅れる場合は、集合時間の10分前までに事務局へ電話連絡すること。遅延証明等の提出により、実施時間を変更するものとする。

プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

(3) 審査結果の通知及び公表

①通知日

令和6年5月24日(金)

②審査結果の通知方法

2次審査参加者に電子メールで通知する。なお、優先交渉権者及び次点交渉権者の事業者名については、ホームページで公表する。審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 審査書類等に関する提出書類が、期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提案書類に虚偽または不備の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する際、本業務の履行が困難と認められる状況に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって、公正な協議が困難と認められる場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、審査を行う中で内容が著しく不相当と審査者が認める場合。

11 契約方法

提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、本市との優先交渉権者にて仕様書や契約内容について協議を行い、随意契約により契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点交渉権者との協議を行うものとする。

12 その他の留意事項

- (1) 提案書類に関して、電話、口頭による照会は応じない。
- (2) 提出期日以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、書類提出を無効とする。
- (4) 提出書類は返却しないと同時に、業者を選定する目的のみで使用し、他の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (6) プロポーザル実施期間（業者決定まで）は、本件にかかる営業活動は差し控えること。
- (7) 審査経過及び結果に対する意義申し立て等には一切応じない。

参加申込書

令和 6年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
団体名
申請者 代表者氏名
担当者名
電話番号

伊勢原市ペットボトル中間処理業務に係る公募型プロポーザルについて、仕様書の内容を充分理解し、その内容について承諾のうえ参加したいので、下記書類を添えて参加を申し込みます。

また、「伊勢原市ペットボトル中間処理業務にかかる企画提案協議実施要領」の「2 参加資格等に関する事項」に規定する要件を満たさなくなった場合には、貴市に対して速やかに報告いたします。

【後日提出】

- ・様式第2号「会社概要書」
- ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・納税証明書（その3の3、法人税と消費税及地方消費税）
- ・過去5年間の自治体業務実績（契約や協定等あれば写しを添付）
- ・様式第4号「企画提案書」
- ・様式第5号「業務実施体制について」
- ・中間処理施設の平面図及び立面図
- ・中間処理業務使用設備並びに中間処理施設の写真及び見取図
- ・一時保管場所の平面図及び写真
- ・見積書及び見積内訳書（税抜）
- ・その他提案書類

会社概要調書

- 1 会社等名称
- 2 所在地
- 3 電話番号
- 4 代表者氏名
- 5 設立年月日
年 月
- 6 従業員数（職種、人数の内訳を記載してください。）
- 7 経営方針
- 8 主な業務内容
- 9 組織図
- 10 応募に関する担当者連絡先
 - (1) 氏名
 - (2) 部署名及び職名
 - (3) 電話番号及びFAX
 - (4) E-mail

質 問 書

令和6年 月 日

事業者名：
代表者名：
住 所：
担当者名：
電話番号：

質問項目	質問の内容

注意事項

- 1 この様式に記入し、電子メールに添付して下記メールアドレス宛てに送信してください。
伊勢原市経済環境部 清掃リサイクル課 資源循環係 bika-c@isehara-city.jp
※確認漏れ防止のため、メールのタイトルは「プロポーザル質問票+会社名」としてください。
- 2 質問の対象となる書類（実施要領・仕様書等）、ページ、項目などについて記入してください。
- 3 本様式は、表の体裁（サイズ等）を変更しても結構ですが、A4判・縦で作成してください。

企 画 提 案 書

(1) 業務実施計画について

①本業務に対する基本的な考え方

②受注決定～契約開始までのスケジュール

③業務終了後に次期受注業者に対し、業務引継を行う場合の対応について

(2) 中間処理や関連業務等の業務実績や自治体の業務実績について

(3) 容器包装プラスチック等の中間処理業務を最優先するため、資源リサイクルセンター
運転管理の業務に支障を出さない工夫について

①搬出及び搬入時の作業時間について

②容器包装プラスチック等のストックヤードやパール品を置くスペースの確保に関する工夫について

③施設管理者所有物を使用する場合の配慮について

④その他、支障を出さないための工夫について

(4) 業務遂行のための取組について

①市民サービス向上のための取組について

②人材育成への取組について

③業務従事者に対する研修及び教育方法について

(5) 社会的責任への取組について

①法令遵守に対する考え方について

②業務トラブルの予防策と発生における対応方法

③災害発生時等の緊急時の対応について

④環境教育や環境配慮に対する取組について

(6) その他独自の提案について

①業務の効率化や更なる市民サービス向上につながる提案など（見積金額内の提案）

業務実施体制について

(1) 人員体制及び組織体制について

①統括責任者及び業務従事者の選定について

②統括責任者及び業務従事者の資格取得状況について

③通常期及び繁忙期の予定人員体制の工夫について

④統括責任者や業務従事者が不在又は不足した場合の対応について

⑤本市との連絡調整について

⑥安全衛生管理体制について

(2) 指定保管施設から受注者中間処理施設までの運搬方法について

①運搬車両の台数や運搬回数の子定など

②指定保管施設でのペットボトルの積み込み方法や積み込み時間について

③受注者中間処理施設までの運搬経路や時間、経費等について

④車両からペットボトルが落下、飛散しない工夫について

(3) 破袋、選別、圧縮・梱包について

①公益社団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）が規定する基準に合わない不適合物を取り除く工夫について

②指定法人が実施するベール品質調査において、Aランク判定を達成するための工夫等について

③機械の故障や保守点検等により一時的に中間処理施設が使用できなくなった際の対応について

④機械の故障が起こった際の連絡体制及び対応方法について

(4) ベールの一時保管について

①一時保管場所の大きさや保管方法について

②本市及び施設管理者との連絡体制について

(5) 受注者の中間処理施設から指定保管施設へのペール品の運搬について

①運搬車両の台数や運搬回数の子定など

②指定保管施設への運搬経路や時間、経費等について

(6) 分別基準不適合物の保管、運搬について

①保管方法について

②指定保管施設への運搬経路や時間、経費等について

(7) 施設周辺の生活環境を損なわないような環境保全対策等について

(8) 天災、事故、故障等の影響により履行できなくなった場合の対策について

(9) その他工夫するポイントについて